

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会（以下、本学会と略記）の薬物療法専門薬剤師認定制度は、高度化・複雑化する薬物療法に対応するため、幅広い領域の薬物療法における高度な知識・技能と臨床能力を備え、かつ社会から信頼される薬剤師の養成と、認定者による社会への還元を促進することにより、国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

(認定制度)

第2条 前条の目的を達成するため、本学会の薬物療法専門薬剤師認定制度規程を制定し、広範な薬物療法に一定水準以上の実力を有し、現に医療現場において活躍している薬剤師を「薬物療法専門薬剤師」として認定する。また、「薬物療法専門薬剤師」の養成に必要な研修を遂行するための指導者ならびに施設を認定する。

(認定の種類)

第3条 本規程で認定する種別は、以下のとおりである。

- (1) 薬物療法専門薬剤師
- (2) 薬物療法指導薬剤師
- (3) 薬物療法専門薬剤師研修施設

(薬物療法専門薬剤師)

第4条 「薬物療法専門薬剤師」とは、幅広い領域の薬物療法における高度な知識と技能を用い、他の医療従事者と協働した薬物療法を実践することにより、患者に最大限の利益をもたらすとともに研究活動を実践出来る者として、本学会が実施する薬物療法専門薬剤師認定審査に合格した者をいう。

2 「薬物療法専門薬剤師」の認定を申請する者は、以下の要件をすべて具備することを要する。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有すること。
- (3) 申請時において、引き続き5年以上継続して本学会会員であること。
- (4) 「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師」、「日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師」、「日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS) クリニカルラダー5以上」、いずれかの認定を受けていること。
- (5) 本学会が認定する「薬物療法専門薬剤師研修施設」において、本学会の定めた研修ガイドラインに従って、薬物療法に関する5年以上の研修歴を有すること。

- (6) 別に定めるクレジットを5年で50単位以上取得していること。
- (7) 専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義を1回以上参加したこと。
- (8) 本学会の年會に1回以上参加したこと。
- (9) 自ら実施した5年の薬学的介入を伴った症例報告50症例(4領域以上の疾患)を提出すること。
- (10) 以下の研究活動のうち、発表あるいは論文の条件のどちらか一方を満たすこと。
学会発表: 医療薬学に関する全国学会あるいは国際学会での発表が2回以上あること。本学会が主催する年會において本人が筆頭発表者となった発表を含んでいること。
論文: 本人が筆頭著者である医療薬学に関する学術論文を1報以上有すること。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された医療薬学に関する学術論文あるいは症例報告であること(編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文は、本条の対象外)。
- (11) 本学会が実施する専門薬剤師認定試験に合格すること。

(薬物療法指導薬剤師)

第5条 「薬物療法指導薬剤師」とは、「薬物療法専門薬剤師」としての経験に基づく高度な知識及び技能を有し、研究活動についても自ら推進することが出来、他の薬剤師に対する指導的能力を有すると認められた者をいう。

- 2 「薬物療法指導薬剤師」の認定を申請する者は、以下の要件をすべて具備することを要する。
 - (1) 「薬物療法専門薬剤師」として5年以上医療現場で活動していること。
 - (2) 別に定めるクレジットを5年で50単位以上取得していること。
 - (3) 5年継続して本学会の会員であること。
 - (4) 複数査読制のある国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に掲載された医療薬学に関する学術論文が3報以上(うち、少なくとも1報は筆頭著者)あるいは医療薬学領域の英文論文筆頭著者1報以上(症例報告を含む)(編集委員以外の複数の専門家による査読を経ていない論文は本条の対象外)。
 - (5) 国際学会あるいは全国規模の学会における医療薬学に関する学会発表が3回以上(うち、少なくとも1回は筆頭発表者)あるいは国際学会筆頭発表者1回以上。
 - (6) 「薬物療法専門薬剤師」である期間に、専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に1回以上参加したこと。
- 3 「薬物療法指導薬剤師」の認定を申請する者は、以下の要件を具備することが望ましい。
 - (1) 他の医学系学会の会員であること。

(薬物療法専門薬剤師研修施設)

第6条 「薬物療法専門薬剤師研修施設」とは、一定水準以上の診療体制・実績を有し、かつ薬剤師

による薬物療法への積極的貢献があり、「薬物療法専門薬剤師」を養成するための体制が整備されていると認められた施設をいう。「薬物療法専門薬剤師研修施設」は、「薬物療法専門薬剤師研修施設（基幹施設）」、「薬物療法専門薬剤師研修施設（連携施設）」の2つがある。

2 「薬物療法専門薬剤師研修施設（基幹施設）」は、以下の（1）～（5）のすべての要件と、（6）～（9）のうち3つ以上の要件を具備していることを要する。ただし、基幹施設単独で運営する場合、（2）は適用しない。

- （1）本学会の「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「地域薬学ケア指導薬剤師」のいずれか1名以上が常勤として勤務していること。
- （2）連携施設で研修を行う薬剤師に対して、研修ガイドラインに沿った継続的な指導を実施していること。
- （3）4領域以上の疾患患者に対する入院及び外来診療を実施していること。
- （4）入院患者への薬剤管理指導業務を実施していること。
- （5）医薬品の安全性情報を一元管理していること。
- （6）退院時の指導を実施していること。
- （7）麻薬使用患者への服薬指導を実施していること。
- （8）無菌製剤の調製を実施していること。
- （9）薬物血中濃度に基づく処方設計を実施していること。

3 「薬物療法専門薬剤師研修施設（連携施設）」は、以下の（1）～（5）のすべての要件と、（6）～（9）のうち3つ以上の要件を具備していることを要する。

- （1）本学会の「薬物療法専門薬剤師」または「医療薬学専門薬剤師」のいずれか1名以上が常勤として勤務していること。
- （2）基幹施設に所属する本学会の「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「地域薬学ケア指導薬剤師」のいずれかによる研修ガイドラインに沿った継続的な指導の受入ができる体制を有していること。または、基幹施設での研修に参加できる体制を有していること。
- （3）4領域以上の疾患患者に対する入院及び外来診療を実施していること。
- （4）入院患者への薬剤管理指導業務を実施していること。
- （5）医薬品の安全性情報を一元管理していること。
- （6）退院時の指導を実施していること。
- （7）麻薬使用患者への服薬指導を実施していること。
- （8）無菌製剤の調製を実施していること。
- （9）薬物血中濃度に基づく処方設計を実施していること。

4 別途定める研修ガイドラインに沿った研修を可能とする設備と機能を有すること。

5 「薬物療法専門薬剤師研修施設（連携施設）」で研修を行う者、研修を受け入れている「薬物療法専門薬剤師研修施設（連携施設）」は、それぞれ研修実施状況を本学会へ報告すること。

第2章 運営・実施機関

(運営)

第7条 薬物療法専門薬剤師認定委員会（以下、認定委員会と略記）を設け、薬物療法専門薬剤師制度の維持と運営にあたる。

- 2 認定委員会の構成と員数、委員及び委員長の選任、その任期については、本学会委員会細則にて定める。

(委員会)

第8条 認定制度の実施のため認定委員会のほか、専門薬剤師制度運営委員会、薬物療法集中講義企画・運営小委員会、専門薬剤師認定試験小委員会、薬物療法専門薬剤師研修小委員会を設ける。薬物療法専門薬剤師制度運営委員会、各小委員会の役割、構成と員数、委員及び委員長の選任、その任期については、本学会委員会細則にて定める。

第3章 薬物療法専門薬剤師等の認定

(申請)

第9条 「薬物療法専門薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」または「薬物療法専門薬剤師研修施設」の認定を申請する者は、申請時において本規程の第4条、第5条及び第6条にそれぞれ定める申請に必要な要件をすべて満たし、認定申請書と共に認定申請資格を証明する書類を提出し、認定審査を受けなければならない。

(認定試験)

第10条 専門薬剤師認定試験を受験する者は、前条の認定審査により受験資格を有することが確認された者とする。

(審査・認定)

第11条 薬物療法認定薬剤師認定制度における全ての認定を申請する者に対する認定審査及び専門薬剤師認定試験の判定審査は、認定委員会が行う。

- 2 認定は、認定委員会の審査の結果を受けて、理事会の議を経て会頭が行う。
- 3 「薬物療法専門薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」または「薬物療法専門薬剤師研修施設」として認定された者または施設に認定証を交付する。

(登録)

第12条 前項の認定証の交付を受けた者または施設を名簿に登録し、その氏名及び所属施設名または施設名を公表する。

(認定期間)

第13条 「薬物療法専門薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」ならびに「薬物療法専門薬剤師研修施設」の認定期間5年であり、5年ごとにこれを更新しなければならない。

(認定の喪失・取消)

第14条 認定された後、「薬物療法専門薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」ならびに「薬物療法専門薬剤師研修施設」としてふさわしくない行為があった場合、または不適と認められた場合には、認定委員会、理事会の議決によって、認定を取り消すことができる。ただしこの場合、当該者に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

第4章 薬物療法専門薬剤師等の更新

(薬物療法専門薬剤師の更新)

第15条 「薬物療法専門薬剤師」の認定の更新を申請する者は、更新申請時点において以下の要件をすべて具備することを要する。

- (1) 申請時における認定期間中に継続して本学会の会員であること。
- (2) 申請時における認定期間中に、別に定めるクレジットを50単位以上取得していること。
- (3) 申請時における認定期間中に、専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義へ1回以上参加したこと。
- (4) 申請時における認定期間中に、本学会の年會に1回以上参加したこと。
- (5) 申請時における認定期間中に、自ら実施した薬学的介入を伴った症例報告20症例を提出すること。

(薬物療法指導薬剤師の更新)

第16条 「薬物療法指導薬剤師」の更新を申請する者は、更新申請時点において以下の要件をすべて具備することを要する。

- (1) 申請時における認定期間中に継続して本学会の会員であること。
- (2) 申請時における認定期間中に、別に定めるクレジットを50単位以上取得していること。
- (3) 申請時における認定期間中に、第6条に定める施設あるいは地域・学会等において指導的役割を果たしてきたこと。

第17条 「薬物療法指導薬剤師」の認定の更新を申請する者は、以下の要件を具備することが望ましい。

- 2 申請時における認定期間中に継続して他の医学系学会の会員であること。

(薬物療法専門薬剤師研修施設の更新)

第18条 「薬物療法専門薬剤師研修施設」の更新は、更新申請時点において第6条に定める要件をすべて具備していることを要する。

(更新の申請)

第19条 「薬物療法専門薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」ならびに「薬物療法専門薬剤師研修施設」の認定を更新する者は、更新申請時において更新条件をすべて満たし、更新申請書と共に更新条件を証明する書類を提出し、更新審査を受けなければならない。

2 「薬物療法専門薬剤師」あるいは「薬物療法指導薬剤師」の認定期間中あるいは更新申請時において、産前産後休暇・育児休暇・介護休暇・海外留学・病気療養などの理由により更新要件を満たさない場合は最長3年間まで更新を保留することができる。

3 更新保留を希望する者は、本来の更新申請時点において、前項の理由を証明する書類を提出し、認定委員会の審査を受けなければならない。

4 「薬物療法専門薬剤師」の認定更新保留中は、「薬物療法専門薬剤師」を標榜することはできないが、「薬物療法専門薬剤師」を対象とする研修会等には参加することができる。

5 「薬物療法指導薬剤師」の認定更新保留中は、「薬物療法指導薬剤師」を標榜することはできないが、「薬物療法指導薬剤師」を対象とする研修会等には参加することができる。

(更新の審査・認定)

第20条 認定の更新を申請する者に対する認定審査は、認定委員会が行う。

2 認定の更新を申請する施設に対する認定審査は、専門薬剤師制度運営委員会が行う。

3 更新の認定は、委員会の審査の結果を受けて、理事会の議を経て会頭が行う。

第5章 費用・手数料等

(連携研修料)

第21条 連携研修料の取り扱いについては細則に定める。

第6章 規程の変更

(規程の改廃)

第22条 本規程の改廃は、理事会において行う。

第7章 補則

(その他)

第23条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 本規程は2020年5月11日から施行する。

2012年3月28日 制定

2015年10月25日 改正

2017年3月24日 改正

2020年1月1日 改正

2020年5月11日 改正